

2024年（令和6年）3月26日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会 長 三 木 秀 夫

勸 告 書

申立人A山B男ことC田D夫氏（以下「申立人」という。）から当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に調査いたしました結果、以下のとおり勧告いたします。

第1 勧告の趣旨

大阪拘置所が、未決勾留にて収容中の申立人に対し、

- (1) 同人が2022年（令和4年）8月18日に、同人の弁護人に対して、「A山B男ことC田D夫」という、戸籍上の氏名に通称を付した発信者名による封書を発信申請し、同年同月19日にも、同弁護人に対して、同じく戸籍上の氏名に通称を付した発信者名で葉書を発信申請したところ、同年同月23日、いずれの発信申請についても受け付けず返戻したこと、並びに、
- (2) 同人が同年同月26日に、同人の弁護人に対して、戸籍上の氏名である「C田D夫」という発信者名を記載した封書に、同年同月23日に返戻された、戸籍上の氏名に通称を付した発信者名の前記封書の封筒封皮及び葉

書を同封して、発信申請したところ、同封皮及び葉書が同封されていることを理由に発信申請を受け付けず返戻し、同人が同封皮及び葉書を除くまで発信申請を許可しなかったこと

は、人格権の一部として保護すべき「通称を使用する自由」を不当に制限するものであるとともに、申立人の弁護士との接見交通権を不当に制限するものであるから人権侵害に該当し、今後、申立人が「A山B男ことC田D夫」という発信者名を用いていることを理由に信書の発信申請を制限しないよう、勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

(1) 貴所に入所する前の経緯

ア 申立人の戸籍名

申立人の戸籍名は、もともと「A山D夫」であり、2004年（平成16年）の婚姻によって「E木D夫」となった後、2010年（平成22年）の離婚でA山姓に戻り、2013年（平成25年）の養子縁組により「F村D夫」となったが、2018年（平成30年）の婚姻によって「C田D夫」となり、現在に至っている。

イ 「A山B男」という通称の使用実績について

申立人の申告によれば、字画数等の理由から、「A山B男」という通称（こと名）を約10年前から使用するようになり、約5年前、申立人が刑事収容施設に収容されていない頃は、通信販売で物品を購入する際の氏名として「A山B男」を用いており、知人からも「A山B男」宛の年賀状が数通届いていたとのことである。

ウ 名の変更許可の申立て

申立人は、2020年（令和2年）、京都家庭裁判所に、名を「D夫」から「B男」に変更することの許可を求める審判を申し立てた。当該申立ては却下され、2021年（令和3年）に抗告審である大阪高等裁判所において抗告棄却の決定がなされた。

(2) 貴所に入所した2022年（令和4年）4月21日以降の経緯

ア 本件刑事事件の人定質問における氏名の回答

申立人は、本件刑事事件の人定質問の際に、「A山B男ことC田D夫」と答えた。第1回公判前整理手続期日では、裁判所としてどのような経緯で「こと名」を使用したいのか判断できないので、「こと名」の使用の可否について判断を留保する旨が調書に記載された。

イ 同年6月から同年8月までの信書の発信者名等

同年6月から同年8月18日までの間に、申立人から当時の弁護士宛に、「A山B男ことC田D夫」を発信者名とする信書が、合計8通、貴所の制限なく発信された。

また、京都府警察本部総務課情報公開室から申立人宛に、「A山B男ことC田D夫」を宛名とする、同年8月19日付の封筒、および日付不明の封筒がそれぞれ存在する。

ウ 同年8月23日及び同年同月26日の貴所の対応（発信申請の受付拒否）

申立人は、同年8月18日、「A山B男ことC田D夫」という、戸籍上の氏名に通称（こと名）を付した発信者名で、当時の弁護士への接見要請等を記載した封書の発信を申請した。

また、同年同月19日、同じく「A山B男ことC田D夫」という発信者名で、弁護士への葉書を発信申請した。

これに対し、貴所は、申立人に対し、本来の氏名以外の氏名を使用しないこと、本来の氏名であれば発信申請を受け付けること、仮に本来の

氏名以外の氏名を使用しなければならない事情があれば、その理由及び必要性を説明するように指導したが、申立人は、それまで「A山B男ことC田D夫」の発信者名で弁護人に信書を発信できていたので、当該指導に従わなかった。

その結果、貴所は、同年同月23日、上記封書及び葉書の発信申請を受け付けず、申立人に返戻した。

申立人は、同年同月26日、「C田D夫」を発信者名とする封書に、「A山B男ことC田D夫」と記載して返戻された封筒の封皮及び葉書を同封し、弁護人宛に発信することを申請した。

貴所は、申立人に対し、当該信書に同封されていた「A山B男ことC田D夫」と記載された封皮及び葉書について、「B男」の部分を削除すること、削除すれば発信申請を受け付けることを指導したところ、申立人から本来の氏名以外の氏名を使用しなければならない理由及び必要性の説明やこれらを裏付ける資料の提出もなかったことから、発信申請を受け付けず、申立人に返戻した。

同日（同年同月26日）、申立人は、「A山B男ことC田D夫」と記載された封皮及び葉書を当該封書から取り除いて発信申請し、当該信書の発信が許可された。

エ 申立人の当会への信書における通称の使用状況

上記ウの後、申立人から当会に送付された信書のうち、封筒に「A山B男」という通称を含む氏名は表記されていないものの、信書の本文に「A山B男」という通称のみが記載されたもの（令和5年2月27日付信書及び同年8月1日付信書）が存在し、また、発信者名の「A山B男ことC田D夫」の「B男」の部分を黒塗りされた信書（同年8月25日付信書）が存在する。

オ 本件刑事事件担当裁判所における通称への対応

2023年（令和5年）の春ごろ、本件刑事事件の公判を担当する裁判所（大阪地方裁判所 第15刑事部）は、第8回公判前整理手続調書に「当裁判所に対応できる範囲で、被告人の氏名表記を『A山B男ことC田D夫』とします。」との記載をした。

カ 申立人の貴所に対する「A山B男」名使用の出願

申立人は、同年5月23日、上記オの大阪地裁調書を疎明資料として、「A山B男」を含む複数の通称（こと名）の使用を貴所に出願した。貴所は、同年同月31日、本件刑事事件の担当裁判所との間での信書発受に限り、「A山B男ことC田D夫」の使用を許可した。

同年7月28日、申立人の弁護人は、貴所に対し、本件刑事事件公判担当裁判所の公判調書だけでなく、勾留担当裁判官も勾留期間更新決定（同年7月4日付）において申立人のことを「A山B男ことC田D夫」と表示しており、複数の裁判官が公的文書において申立人の希望する通称併記を表示している以上、本件刑事事件の担当裁判所との信書に限定することなく「A山B男ことC田D夫」の使用を認めるように申し入れた。

同年8月25日時点において、申立人が本件刑事事件担当裁判所以外の送付先に「A山B男ことC田D夫」の発信者名で信書を発信することは認められていないが、申立人の弁護人から「A山B男ことC田D夫」を宛名とする信書は申立人のもとに届いており、貴所は信書の受信においては「A山B男ことC田D夫」が申立人を指すものとして認めている。

2 当会の判断

- (1) 氏名は、個人の表象であり、個人の人格の重要な一部であって、憲法第13条で保障する人格権の一内容を構成する（最高裁昭和63年2月16日判決参照）。

通称を含め個人の氏名には個人識別機能があり、個人識別機能自体が権利や利益とはいえないものの、個人識別機能によって個人が他者から同定され、当該個人がそれまでに形成してきた社会的信用、評価、名誉などの人格権ないし人格的利益が保持されることに重要な意義があると考えられる。

そして、通称を使用する者が、一定期間その通称を使用して社会生活を営むことにより、その者が当該通称によって他者から同定され、それまでに形成してきた社会的信用、評価、名誉などを伴う人格を表すものとして通称が認識されうる状態になった場合には、人格権が拠って立つ個人の尊重の原理が「個人の自律的な社会関係の形成を尊重すること」を要請していることに鑑み、通称を使用する自由も、人格権の一部として法的保護の対象になると考えられる。

- (2) 申立人は、10年ほど前から「A山B男」という通称を使用し、その通称をもって、通信販売で物品を購入し、知人から年賀状を受け取るといった社会生活の実態があったと主張しているところ、前記のとおり、申立人が家庭裁判所において「D夫」から「B男」へ名の変更許可を求める審判申立手続を行っていること、本件刑事事件の人定質問において「A山B男ことC田D夫」と答えていること、申立人が貴所に収容されていた2022年（令和4年）6月から同年8月18日までの間、弁護士宛に「A山B男ことC田D夫」を発信者名とする信書が合計8通発信されていること、京都府警察本部から「A山B男ことC田D夫」を宛名とする封筒が複数存在すること等の事情からすれば、申立人が「A山B男」という通称を一定期間使用して社会生活を営んでおり、「A山B男」という通称によって他者から同定され、社会的評価が形成されてきたことが十分うかがえるのであり、申立人の人格を表すものとして通称が認識され得る状態が生じていると認められる。

したがって、申立人の「A山B男」という通称の使用は、法的保護に値する人格的利益に該当し、これを不当に制限することは、人格権の一部として保護すべき「通称を使用する自由」を侵害するものである。

- (3) この点、貴所は当会の調査照会に対して、刑事施設においては、被収容者の人定確認及び個人情報処理を厳格に行う必要があり、被収容者に本来の氏名以外の氏名を際限なく使用することを広く許容すれば、限られた職員で実施する外部交通及び差入れの検査業務に係る事務負担が確実に増大し、違法収容及び過誤処理等の重大な結果を生じかねない、と回答した。

しかし、本件において申立人が発信申請した発信者名は、「A山B男ことC田D夫」という、戸籍上の氏名に通称を「こと名」として付記したものであり、本来の氏名も明記されている以上、これが申立人を指すものであることは容易に確認することができるのであって、貴所職員において検査業務の事務負担が増大したり、違法収容や過誤処理が生じたりすることはおおよそ考えられない。

しかも、現在、貴所においては、本件刑事事件の担当裁判所との間の信書発受において「A山B男ことC田D夫」の使用を許可しており、また、申立人弁護士から「A山B男ことC田D夫」宛名の信書を申立人宛の信書として受け付けていることからすれば、この取り扱いを他の信書の発受に拡大したとしても、貴所の業務遂行に特段の支障が生じるとも考えられない。

したがって、貴所の対応に合理性は認められず、申立人の通称を使用する自由を不当に制限するものである。

- (4) さらに、未決勾留時における信書の発信は、外部との数少ない連絡手段であり、特にそれが弁護士との間のものであれば、被疑者・被告人としての防御活動に関わる重要な手段となる。弁護士宛の信書の発信が不当に制限されることは、かかる防御活動そのものに支障を来すおそれがあり、未

決勾留者の接見交通権に対する侵害にもなる。

- (5) 本件において、申立人が、2022年（令和4年）8月18日及び19日に「A山B男ことC田D夫」という、戸籍上の氏名に通称を付した発信者名による弁護士宛の封書及び葉書を発信申請したことに対して、貴所が発信申請を受け付けずに返戻し、また、同年同月26日に戸籍上の氏名を発信者名とした封書に上記封書の封皮及び葉書を同封した弁護士宛の信書の発信申請も受け付けず、同日に申立人が上記封皮及び葉書を当該信書から取り除くまで、発信申請を受け付けなかったため、結果として弁護士宛の信書発信が8日間も遅延したことは、申立人が通称を使用する自由を不当に制限すると同時に、申立人の接見交通権を侵害したものである。
- (6) 以上のとおり、貴所の申立人に対する対応は、申立人の人格的利益及び接見交通権を侵害するものであり、今後は申立人が「A山B男ことC田D夫」という発信者名を用いていることを理由に信書の発信申請を制限することのないよう、勧告の趣旨記載の通り勧告する。

以上